

上尾市内部統制基本方針

効率的かつ効果的な事務執行や法令等の遵守等を図り、もって市民から信頼される公正・公平な行政を全庁的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき、上尾市内部統制基本方針を次のとおり定めます。

1 内部統制の目的

(1) 事務の効率的かつ効果的な執行

事務の目的達成に向け、必要な手順やルールを整備し、その運用が適切に行われているかを確認することにより、効率的かつ効果的な事務執行を確保します。

(2) 報告の信頼性の確保

市民に対する説明責任を果たすため、情報の適切な管理を経て予算や決算等の書類を作成することにより、報告の信頼性を確保します。

(3) 事務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが事務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守することにより、法令等に適合した事務執行を確保します。

(4) 資産の保全

市が保有する財産や市民に関する情報等の資産を適切に把握し、正当な手続と承認の下で管理を行うことにより、資産の保全を確保します。

2 内部統制の対象事務

本市が行う全ての事務を対象とします。

令和7年4月1日

上尾市長 富山 稔